

準備は
お早めに!

確定申告

■問合せ 住民税務課課税係 (☎ 74-3003)

重要なお知らせ

！ 役場窓口で申告する際の注意点

令和6年分の申告は、一昨年と同様に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、必要書類を預かり作成します(窓口での待機は原則できません)。申告書の預かり後、3～7日後に控えの受け取りをお願いします(書類預かり時に連絡のとれる電話番号を伺います)。

※昨年の申告から利用者識別番号が必要となりました。取得済みの人(過去にe-Tax申告や税務署申告をした人、昨年も洞爺湖町役場で申告をした人)は番号をお知らせください。また、未取得の人は、役場で取得手続きができます。

！ 国民健康保険加入者の場合

世帯の総所得が一定額以下のとき、国民健康保険税が軽減されます。

令和6年分の収入がなかった人、非課税収入(遺族年金、障害年金など)だけであった人は、住民税の申告をしないと国民健康保険税が軽減となりませんので、忘れずに申告しましょう。

※申告の際は身分証を持参してください。



確定申告に持参するもの



■共通 収入がわかるもの、給与・年金の人は源泉徴収票の原本(コピー不可)、マイナンバーが確認できる書類、本人確認書類、利用者識別番号を確認できる書類。

※昨年も洞爺湖町で確定申告をされている人は申告書の控え、税務署から郵送されている「確定申告のお知らせ」をお持ちの人は合わせて持参してください。

※還付申告の場合は、申告者名義の預貯金口座がわかる物(通帳など)を持参

■各種所得控除

・社会保険料控除 健康保険、任意継続、国民年金、介護保険などの領収書や証明書

・生命、地震保険料控除 生命保険、地震保険控除証明書

・障害者控除 障害者手帳など

・配偶者特別控除 配偶者の収入が分かる物

・医療費控除 医療費控除対象

象分の利用料領収証から受診

者別、病院・薬局ごとに集計し作成した医療費の明細書を持参してください。

還付申告の受付が始まります



令和6年分の還付申告の受付が始まります。町では、2月3日(月)から役場税金の窓口(住民税務課内)で随時受付を開始します。

また、申告書は国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」でも簡単に作成することができ、作成した申告書は、送付または電子申告(e-Tax)により提出できます。詳しくは室蘭税務署(☎0143-2214151)へお問い合わせください。

確定申告の相談と 申告書の相談

役場税金の窓口(住民税務課内)で受付と相談を行います。

2月17日(月)～

3月17日(月)

洞爺総合支所申告相談日

■日時 2月7日(金)、21日(金)
13時00分～17時
■場所 洞爺総合支所会議室

洞爺湖温泉支所申告相談日

■日時 3月7日(金) 10時～
12時、14時～16時
■場所 洞爺湖温泉支所会議室

確定申告にはマイナンバーの記載が必要です

申告をする人や扶養親族の人などのマイナンバーの記載が必要です。また、マイナンバーを記載した申告書を提出する都度、申告者の本人確認書類の提示が必要です(控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの本人確認書類は不要です)。

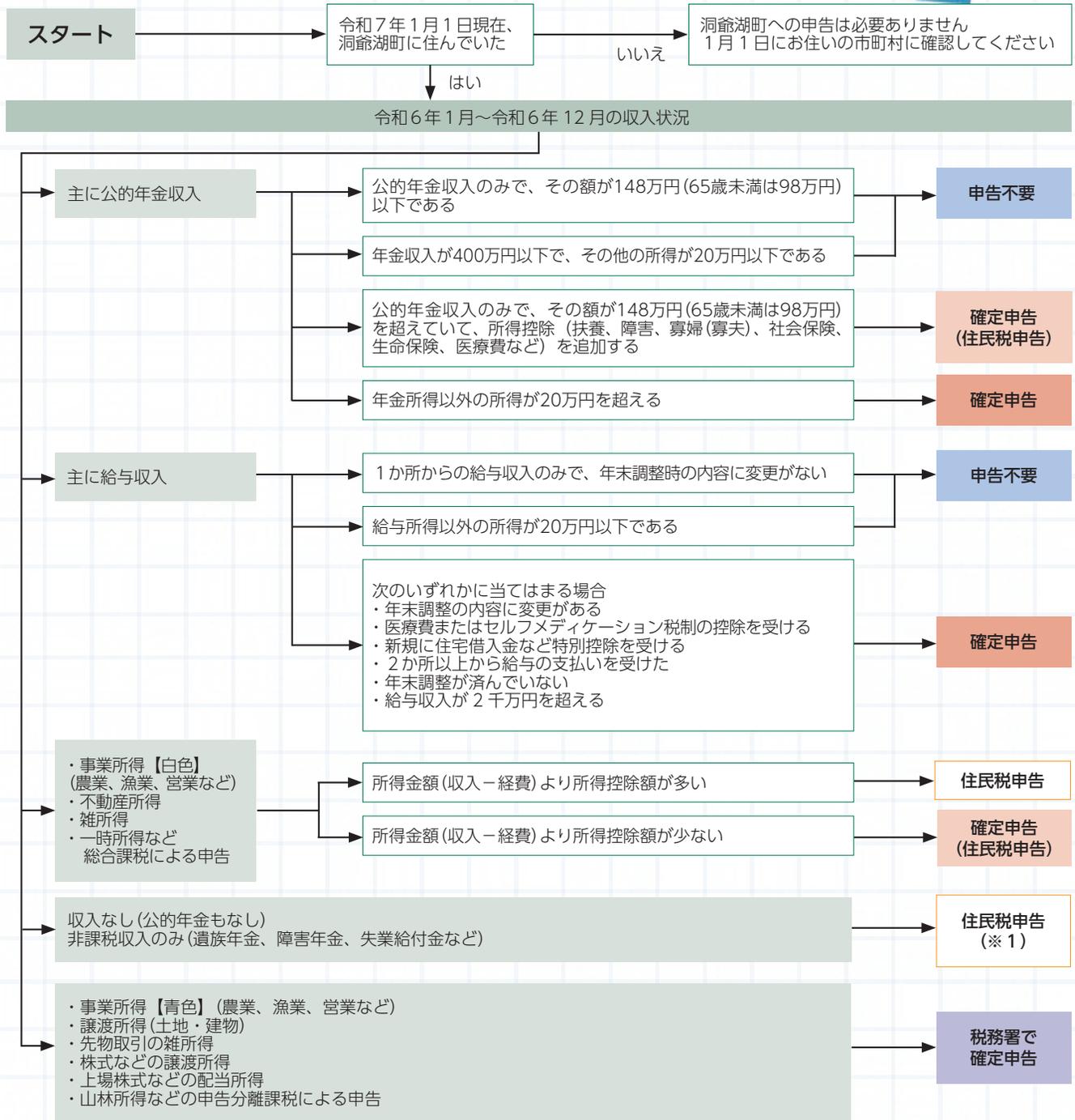
<本人確認書類の例>

・マイナンバーカード、通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

カンタンチェック!



あなたは確定申告が必要? 不要?



※1 税証明書や国民健康保険税の算定などで申告が必要となります。

注：申告する人の収入状況や控除内容によって、上記のとおりにならない場合もありますのであくまで目安としてください。

償却資産の申告を忘れていませんか?

申告は1月31日(金)まで

償却資産の申告にあたっては、法人事業所は固定資産台帳や法人申告書を、個人事業者は所得税確定申告書の減価償却明細書や固定資産の管理帳簿などをもとに行ってください。

確定申告書の減価償却明細書に、控除される経費

として事業用資産の申告がなされていても、償却資産申告書には、その資産の記載が漏れているといったことのないよう、必ず確認のうえ適正な申告をお願いいたします。